

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五号中「本号」を「この号」に改め、「という。」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号。以下この号において「規則」という。）」を加え、同号（一）から（四）までの規定中「により、」を「による」に改め、同号（五）及び（六）中「職員」を「当該職員」に改め、同号（六）ただし書中「場合」を「こと」に改め、同号中五十七を削り、同号五十六中「の規定により」を「に規定する申請を受理し」に改め、同号中五十六を五十七とし、同号五十五中「第三十七条第三項（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書」を「第三十七条第一項に規定する申請」に改め、同号中五十五を五十六とし、五十一から五十四までを五十二から五十五までとし、同号五十中「職員」を「当該職員」に改め、「若しくは」を削り、同号中五十を五十一とし、四十七から四十九までを四十八から五十までとし、同号四十六中「の規定により、」を「に規定する」に改め、同号中四十六を四十七とし、同号四十五中「命じる」を「命ずる」に改め、同号中四十五を四十六とし、同号四十四中「第三十条第二項」を「第三十条第二項ただし書」に改め、同号中四十四を四十五とし、四十三を四十四とし、同号四十二中「（法第五十条第七項において準用する場合を含む。）」及び「市町村に」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、「消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため」を削り、同号中四十二を四十三とし、四十一を四十二とし、同号四十中「（法第五十条第七項において準用する場合を含む。）」、「ねずみ族、昆虫等が存在する」及び「当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等の」を削り、「職員に当該ねずみ族、昆虫等の駆除をさせる」を「当該職員に駆除させる」に改め、同号中四十を四十一とし、同号三十九中「ねずみ族、昆虫等が存在する」及び「当該ねずみ族、昆虫等の」を削り、「命じる」を「命ずる」に改め、同号中三十九を四十とし、同号三十八中「（法第五十条第七項において準用する場合を含む。）」を削り、「職員に消毒をさ

せる」を「当該職員に消毒させる」に改め、同号中三十八を三十九とし、同号三十七中「命じ、命じる」を「命ずる」に改め、同号中三十七を三十八とし、同号三十六中「の規定により、」を「に規定する」に改め、同号中三十六を三十七とし、同号三十五中「（法」の下に「第二十六条及び」を、「により」の下に「、苦情の申出を受け」を加え、同号中三十五を三十六とし、同号三十四中「（法」の下に「第二十六条及び」を加え、同号中三十四を三十五とし、三十三を削り、三十二を三十四とし、同号三十一中「により、退院の」を「による」に改め、同号中三十一を三十三とし、同号三十中「により、」を「による」に改め、同号中三十を三十二とし、二十九を三十一とし、二十八を三十とし、同号二十七中「の規定により、」を「に規定する」に改め、同号中二十七を二十九とし、二十四から二十六までを二十六から二十八までとし、同号二十三中「により、」の下に「適当と認める病院又は診療所に」を加え、同号二十三を二十五とし、同号二十二中「により、」の下に「適当と認める病院又は診療所に」を加え、同号中二十二を二十四とし、同号二十一中「により、」の下に「勧告し、同項ただし書（法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により、適当と認める病院若しくは診療所に」を加え、同号中二十一を二十三とし、二十を二十二とし、同号十九中「により、」の下に「適当と認める病院又は診療所に」を加え、同号中十九を二十一とし、同号十八中「により、」の下に「適当と認める病院又は診療所に」を加え、同号中十八を二十とし、十七を十九とし、同号十六中「入院し、又は」を「勧告し、同項ただし書（法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により、適当と認める病院若しくは診療所に入院し、又は入院させるべきことを」に改め、同号中十六を十八とし、十三から十五までを十五から十七までとし、同号十二中「により、確認を求める」を「による求めを受ける」に改め、同号中十二を十四とし、十一を十三とし、同号十中「法第四十五条第三項及び法」を「第四十五条第三項及び」に改め、「書面を」を削り、同号中十を十二とし、同号九中「法第四十五条第三項及び法」を「第四十五条第三項及び」に改め、「書面により」を削り、同号中九を十一とし、八を十とし、同号七中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「健康診断を受けさせるべきことを」を削り、同号中七を九とし、六の次に次のように加える。

(七) 法第十五条の三第一項の規定により、報告を求め、又は当該職員に質問させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(八) 法第十五条の三第二項の規定により、当該職員に質問させ、又は必要な調査をさ

せること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

第五号中五十九を削り、同号六十中「の規定により、指導する」を「に規定する指導を行う」に改め、同号中六十を五十九とし、同号六十一中「の規定により、指導する」を「に規定する指導を行う」に改め、同号中六十一を六十とし、同号六十二中「の規定により、指導する」を「に規定する指導を行う」に改め、同号中六十二を六十一とし、同号六十三中「により、」を「による」に改め、同号中六十三を六十二とし、同号六十四中「の規定により、費用の負担を決定する」を「に規定する申請を受理し、同項の規定により、算定する」に改め、同号中六十四を六十三とし、同号六十五中「実地に診療録その他の帳簿書類を検査する」を「当該職員に検査させる」に改め、同号中六十五を六十四とし、六十四の次に次のように加える。

六十五 法第四十四条の三第一項の規定により、報告を求めること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

第五号八十五中「により、」を「による」に改め、同号中八十五を八十九とし、同号八十四中「第二十条第五項」を「第二十条の三第五項」に、「により、」を「による」に改め、同号中八十四を八十八とし、八十三を八十七とし、同号八十二中「職員」を「当該職員」に、「調査の実施」を「調査をさせ、」に改め、同号中八十二を八十六とし、八十一を八十五とし、同号八十中「の規定により、」を「（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同号中八十を八十四とし、七十九を八十一とし、八十一の次に次のように加える。

八十二 法第五十条の二第一項の規定により、報告を求めること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

八十三 法第五十条の二第二項の規定により、必要な協力を求めること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

第五号七十八中「確認する」を「確認を行う」に改め、同号中七十八を八十とし、同号七十七中「により、退院の」を「による」に改め、同号中七十七を七十九とし、同号七十六中「の規定により、」を「に規定する」に改め、同号中七十六を七十八とし、七十五を七十七とし、七十四を七十六とし、同号七十三中「の規定により、」を「に規定する」に改め、同号中七十三を七十五とし、七十二を七十四とし、七十一を七十三とし、同号七十中「により、」の下に「適当と認める病院又は診療所に」を加え、同号中七十を七十二とし、同号六十九中「により、」の下に「適当と認める病院又は診療所に」を

加え、同号中〔六十九〕を〔七十一〕とし、同号〔六十八〕中「により、」の下に「適当と認める病院若しくは診療所に」を加え、同号中〔六十八〕を〔七十〕とし、同号〔六十七〕中「により、」の下に「当該職員に」を加え、同号中〔六十七〕を〔六十九〕とし、同号〔六十六〕中「健康診断を受け、又は健康診断を受けさせるべきことを」を削り、同号中〔六十六〕を〔六十八〕とし、〔六十八〕の前に次のように加える。

〔六十六〕 法第四十四条の三第二項の規定により、必要な協力を求めること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

〔六十七〕 法第四十四条の三第四項（法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により、食事の提供等を行うこと。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。